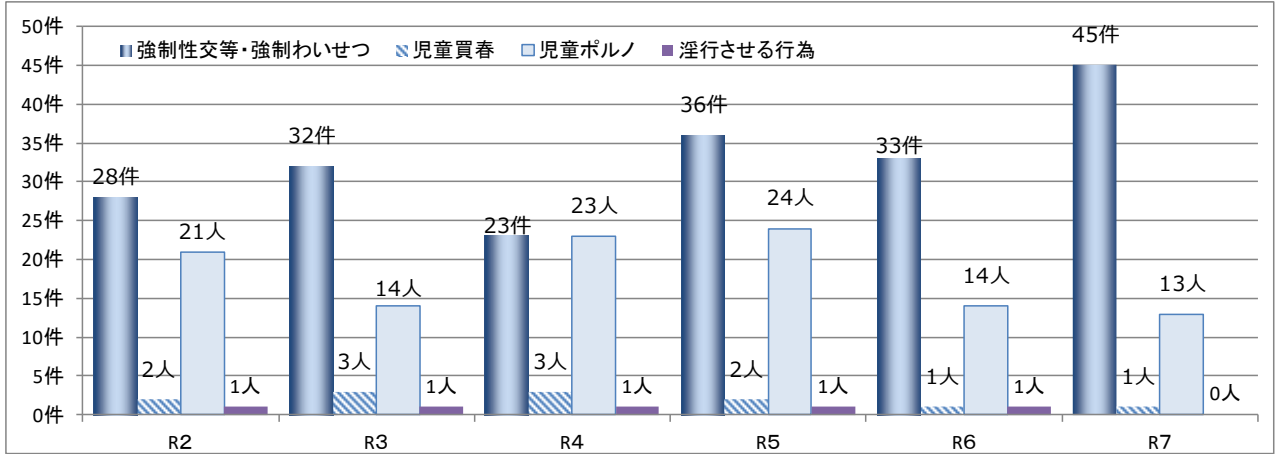


子どもの性被害と条例の適用状況について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 子どもの性犯罪被害の状況（長野県警察が認知・検挙した件数）



（県内）

法律・条例	違反種別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ （※）R5以降は不同意性交等・不同意わいせつを含む	28件	32件	23件	36件	33件	45件	認知件数
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	2人	3人	3人	2人	1人	1人	被害児童数
児童福祉法	児童ポルノ	21人	14人	23人	24人	14人	13人	
長野県子どもを性被害から守るための条例	淫行させる行為	1人	1人	1人	1人	1人	0人	検挙件数
	威迫等による性行為	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	深夜外出	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

（※）条例は年度単位で、それ以外は暦年

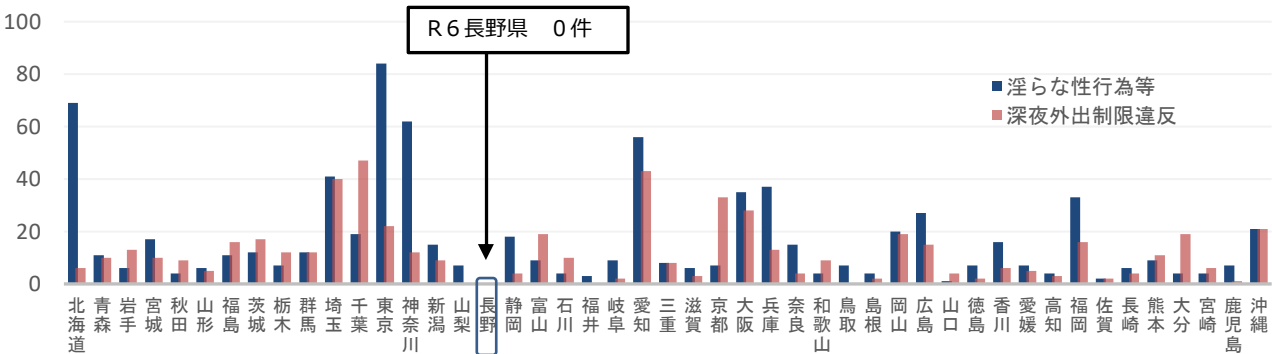
（全国）

刑法	強制性交等・強制わいせつ （※）R5以降は不同意性交等・不同意わいせつを含む	2437件	2581件	2776件	3703件	5073件	5297件	認知件数
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	379人	408人	422人	390人	283人	236人	被害児童数
児童福祉法	児童ポルノ	1320人	1458人	1487人	1444人	1265人	1273人	
都道府県の青少年保護育成条例等	淫行させる行為	152人	102人	78人	69人	53人	54人	検挙件数
	みだらな性行為等	1606件	1589件	1486件	1359件	773件	641件	
	深夜外出	861件	705件	665件	603件	552件	565件	

（※）刑法は20歳未満、その他の法律・条例は18歳未満の件数を記載

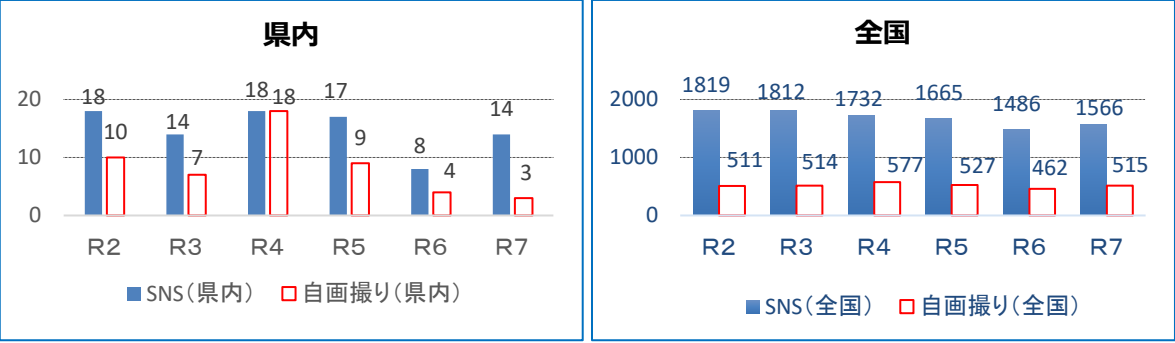
○ 都道府県警察別の青少年保護育成条例等の検挙件数（R 6 暦年のグラフ）

R 6 全国 みだらな性行為等 773件 深夜外出制限違反 552件



（R 7 暦年の都道府県警察別件数は警察庁公表前につきデータなし）

【参考】SNSに起因する事犯の被害児童数(※1)及び児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数(※2)の推移



(※1) 対象犯罪：児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例、重要犯罪（殺人や不同意性交等、逮捕監禁）等
(※2) 児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の中にはSNSに起因しない被害も含まれる。（警察庁統計）

2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況（再掲）

令和7年度に、長野県警察から県へ情報提供のあった威迫等による性行為等（条例第17条第1項）及び深夜外出制限（条例第18条第2項）の違反事案はいずれも0件。
また、威迫等に該当しない性行為等（いわゆる第2類型）の事案の報告についても0件。

内 容	長野県警察から県へ情報提供のあった事案（情報提供の時期で集計）								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
威迫等による性行為等 （条例第17条第1項）	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
深夜外出制限違反 （条例第18条第2項）	2件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
威迫等に該当しない性行為等 （本県罰則なし：第2類型（※））	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

(※) 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとか認められないような性交又は性交類似行為

3 長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）の相談状況（R7年度）

新規相談件数149件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は54件となっている。
事案に対してセンターが行った対応について、令和8年5月27日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営懇談会に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	意思に反する 性交等	意思に反する わいせつ	監護者わいせつ・ 監護者性交	その他 （DV・ストーカー・ ハラスメント等）・不明	合計
被害時年齢が18歳 未満の件数	14件	29件	5件	6件	54件

注）上記区分は相談内容から判断したもの（警察認知ではない）

4 長野県内の児童相談所の状況

令和7年度の児童虐待相談対応件数は2,559件であり、うち性的虐待は49件となっている。
（速報値）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
相談対応件数	2,651件	2,697件	2,774件	2,833件	2,559件
うち性的虐待	22件	28件	28件	26件	49件

令和8年度 子どもを性被害から守るための取組関係事業

県民文化部こども若者局次世代サポート課まとめ

項目		事業名等	R8年度事業内容	R7年度の実績	R8当初予算額 (千円)	R7当初予算額 (千円)	担当課
子 ど も の 性 被 害 の 未 然 防 止	人権教育・性教育の充実	1 デートDV防止セミナー	・学生等の若年層に対して、デートDVを防止するため、男女共同参画センターが教育機関と連携しながら研修を実施	・高等学校等生徒・教職員向け ：11校（受講者1,399人）	612	436	人権・男女共同参画課
		2 子どもの性被害予防のための取組支援事業	・子どもの性被害予防のための県民の自主的な学びを引き続き支援	・合計198回（参加者数：延べ20,407人） 性教育： 65回 参加者 4,415人 人権教育： 21回 参加者 501人 子どもの権利教育： 12回 参加者 497人 情報モラル教育： 100回 参加者 14,994人	4,111	4,074	次世代サポート課
		3 わいせつな行為根絶のための特別対策の推進	・「教職員の非違行為防止に向けた今後の対策」（R6.3）の着実な実施 ・校内・校外研修においてワークショップ形式の研修や専門家による研修の実施 ・教職員が守るべき校内ルールの周知 ・自己分析支援チェックシートの実施 ・コンプライアンスアドバイザーの運営 ・県立学校において児童生徒性暴力が疑われる場合に、専門家の協力を得た調査の実施	・全教職員を対象に研修を実施 ・すべての公立学校で、教職員が守るべき校内ルールを明文化し、児童・生徒や保護者へ周知 ・教職員へ自己分析支援チェックシートの配布	394	395	教育政策課
		4 性暴力防止に向けた指導充実事業	・情報の専門家等からなる「子どもの性暴力防止教育キャラバン隊」を県内高校、特別支援学校及び小中学校へ派遣 ・各学校で主体的に指導が行えるよう、「ネットを契機とする性暴力防止のための指導方法等研修会」をオンラインで実施 ・電子メディアの利用方法についての啓発チラシを配付 ・活用型情報モラル教材「GIGAワークブック」の周知	・子どもの性被害防止教育キャラバン隊 131回 高校 52回 中学校 27回 小学校 44回 特別支援学校高等部 8回 ・チラシを作成し、県内の小学5、6年生全員及び中学生全員に配付 ・「指導方法等研修会」をオンラインで行い、中学・高校・特別支援学校及び小学校の担当教員を中心に282名が参加 ・児童生徒がインターネットを安心・安全に活用する力を育てるため、「GIGAワークブック信州」を更新し、県内全小中学校及び高等学校で使えるように公開	672	694	心の支援課
		5 社会人権教育研修会の開催	・地域で人権教育・啓発を実施又は推進する方を対象に、様々な人権課題について取り上げ実施	・社会人権教育研修会を、5か所（東信、中信、南信、飯田、北信）で実施	612	648	心の支援課
		6 人権講師派遣事業	・人権課題に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感じ得る人権教育の推進を図るため、児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会を開催する学校へ講師を派遣	・派遣校数 71校 ・講演回数 82回	2,035	2,392	心の支援課
		7 性に関する指導充実事業	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催（1回） ・オンラインで、生命（いのち）の安全教育推進のための教職員向け研修会を開催（2回） ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣（28校予定） ・指導者養成のための全国研修会への教員派遣（1名）	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催（1回） ・オンラインで、生命（いのち）の安全教育推進のための教職員向け研修会を開催（2回） ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣（27校） ・性教育関係団体が全国を対象に開催する研修会への教職員の派遣（北海道会場へ2名派遣）	2,852	2,495	保健厚生課

項目		事業名等		R8年度事業内容	R7年度の実績	R8当初予算額 (千円)	R7当初予算額 (千円)	担当課
子 ど も の 性 被 害 の 未 然 防 止	インターネットの適正利用	8	長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業	・インターネットの適正利用の実行性ある取組を検討するため、官民協働組織である協議会の開催 ・「子どもの情報端末との関わりについてのアンケート」の実施（対象：児童・生徒、保護者）	・令和7年8月27日 WEB開催 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する取組について」及び「子供たちのネットトラブルの現状と傾向」に関する講演を開催 ・令和8年2月2日 WEB開催 「情報端末とのよりよい関わりに向けたアンケート」（対象：児童・生徒）の結果報告	69	84	次世代サポート課
				学校や県相談機関に寄せられた青少年のネットトラブル相談について、専門機関が助言・支援を実施	・相談件数：245件	2,081	2,064	
				地域における情報モラル向上支援事業として、保護者や地域住民が情報モラル、インターネット適正利用について学ぶ取組を支援	・「子どもの性被害予防のための取組支援事業」で実施した情報モラル教育研修会 100回 参加者14,994人	1,984	1,961	
		9	P T A 研修事業	・県 P T A 連合会及び県高等学校 P T A 連合会の研修会は実施するが、インターネットの適正利用について扱うかは未定	・義務関係：5地区7会場 参加者478人 ・高校関係：5地区5会場 参加者211人	103	103	生涯学習課
		10	生涯学習推進センター研修事業	実施予定なし	子どもの心の仕組みを学ぶ講座（関係性、判断力を育む） 参加者49人	0	1,948	生涯学習課
		11	子ども安全総合対策事業	・スクールサポーター等による児童に対する情報モラル教育の実施 ・保護者に対する児童のインターネットの適正利用に係る啓発活動 ・SNSにおいて不適切な書き込みを行った児童等に対する注意喚起を実施	・インターネットの適正利用に係る啓発活動 371回（令和7年中） ・SNSにおける不適切な書き込みに対する注意喚起 112件（令和7年中）	44,940	41,453	県警生活安全企画課

項目		事業名等		R8年度事業内容	R7年度の実績	R8当初予算額 (千円)	R7当初予算額 (千円)	担当課
子どもの性被害の未然防止	相談体制・居場所づくり	12	地域・家庭における性教育の取組支援事業	・地域において個人又は団体が行う子どもの心身や性に関する相談活動等の取組を支援 ・「まちの保健室」支援事業 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業	・「まちの保健室」設置に対する支援、研修会の開催2回 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業22回、81人	198	198	次世代サポート課
		13	信州こどもカフェ運営支援事業	・学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援するため、信州こどもカフェの運営費等の補助を実施 既存団体1か所5万円～24万円以内	・信州こどもカフェ設置数 242か所	16,470	9,730	次世代サポート課
		14	子ども支援センター運営事業	・子どもや保護者、学校等からの相談に対応する「子どもの総合相談窓口」の運営 ・子どもの人権侵害に関する案件について調査・審議し、問題の解決や救済を行う「子ども支援委員会」の運営	・相談件数 980件 ・子ども支援委員会 2回開催 ・広報カード及びポスターを作成し、県内学校に配布	14,841	16,427	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
		15	予期せぬ妊娠に悩む妊婦等支援事業	・乳児院が、産科医療機関、市町村等の関係機関と連携して、予期せぬ妊娠に悩む方への支援を実施	・年間2回関係者向けの研修(Web)を実施 ・県内の学校(中、高、特別支援、専門学校、大学)にカード、チラシ、ポスターを配布 ・相談実績 246件	28,467	25,942	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
		16	学校生活相談体制充実事業	・いじめや不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みの相談に応じるための電話等による相談窓口の設置	・学校生活相談センター、24時間対応 相談件数803件、延べ回数1,593回	11,230	15,715	心の支援課
		17	LINEを活用した相談体制構築事業	・中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめ・自殺防止等に向けたLINEによる相談を実施	・4月1日～3月31日の毎週水曜日の定期相談(52日) 10・2月以外の日曜日(43日) 年間95日 ・相談対応数1,912件	15,143	12,447	心の支援課
		18	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善	・SSW42人を各教育事務所に配置 ・県SSWを16市教委(19人)へ派遣 ・フルタイムSSW(1人)を任用 ・支援児童生徒のうち継続支援児童生徒数 1,008人 ・外部関係機関との連携	128,836	123,570	心の支援課
		19	子ども安全総合対策事業	・スクールサポーター学校訪問の活性化 ・学校／警察相互の信頼関係構築及び情報共有に向けたスクールサポーター学校訪問の活性化	・スクールサポーター学校訪問 4,523回(令和7年度)	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
		20	特別支援学校の多様性に対応できる外部専門家活用事業	・特別支援学校で行う研修において、医師、助産師等、外部専門家による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊急介入の仕方、児童生徒との距離の取り方、非違行為防止等、児童生徒が安心して過ごせる支援や配慮点を研修。3校で4回の研修会実施。	・特別支援学校で行う研修において、外部専門家による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊急介入の仕方、児童生徒との距離の取り方、非違行為防止等、児童生徒が安心して過ごせる支援や配慮点を研修。5校で7回の研修会実施。	46	69	特別支援教育課
		21	障がい児安全安心対策事業	障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におけるプライバシー保護のパーテーション、カメラ等の導入経費を助成	令和7年度実施事業なし	1,725 (令和7年度補正予算、令和8年度に繰越)	0	障がい者支援課

項目		事業名等		R8年度事業内容	R7年度の実績	R8当初予算額 (千円)	R7当初予算額 (千円)	担当課
子どもを見守り・育てる	青少年健全育成県民運動活性化	22	将来世代応援県民会議運営補助(青少年育成事業)	・青少年健全育成の取組(信州あいさつ運動、少年の主張大会等)、県民会議の運営を支援	・あいさつ運動の実施、普及に係る啓発 ・少年の主張長野県大会実施 作品応募総数823人	489	789	次世代サポート課
		23	青少年サポーター設置事業	・青少年サポーターの委嘱及び研修会の開催 ・青少年育成コーディネーターの配置	・青少年サポーター 54市町村 個人登録者数:649人 団体登録者数:7団体230店舗 ・青少年サポーター研修会 1回 96人参加	3,804	3,601	次世代サポート課
		24	子ども安全総合対策事業	・警察関係ボランティア活動等の活性化 ・青少年健全育成活動の支援、協働実施 ・長野県警察大学生ボランティアの活用と活動活性化 ・規範意識醸成活動(小学児童の防犯活動参加～わが家のセーフティリーダー、ボランティアと子どもの協働活動～地域ふれあい事業)の充実 ・街頭補導活動の強化	・少年警察ボランティア、長野県警察大学生ボランティアと連携し、各種少年の健全育成活動を実施 ・わが家のセーフティリーダーの委嘱 63校 2,269人(令和7年度) ・不良行為少年の補導 3,312人(令和7年中)	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
性被害を受けた子どもの救済	性被害を受けた子どもを支える仕組みの構築	25	性暴力被害者支援センター運営事業(支援員資質向上研修会の開催)	・性暴力被害者の心身の負担軽減・回復のため、電話相談や面接相談により被害状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じた支援のコーディネートを実施(産婦人科医療等) ・二次被害防止のため、支援先へ同行支援	・電話相談(24時間)、支援等を実施 新規受付件数 149 件 ・性暴力被害者支援センター運営懇談会の開催 1回	26,971	24,145	人権・男女共同参画課
				・性暴力被害者に適切に支援を行うため、支援員を対象に資質向上研修を実施	・研修会 5回(ケース検討会及び講演)	118	44	
		26	スクールカウンセラー事業	・児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(公認心理師、臨床心理士等)を配置	・全ての公立小・中・義務教育学校にS Cを配置 ・各教育事務所に配置されたS Cを県立高等学校および県立特別支援学校に派遣 ・相談延べ件数29,739件	247,271	243,188	心の支援課
		27	教職員を対象とした研修等を活用した取組の推進	・教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会を実施	教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会を実施	—	—	学びの改革支援課、保健厚生課
				・教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等の実施	教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等を実施	—	—	
		28	子ども安全総合対策事業	・性被害に遭った少年に対する支援活動 生活・生育環境等を背景とした性被害に遭った少年について、当該少年の精神的被害回復や達成感・自己肯定感の醸成のため、被害少年や保護者への継続連絡・面接、農業体験や就学就労支援等を実施	・面接等による助言指導を実施	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課

項目		事業名等		R8年度事業内容	R7年度の実績	R8当初予算額 (千円)	R7当初予算額 (千円)	担当課
県民意識の醸成	広報・啓発活動	29	子ども安全総合対策事業	・被害情勢等の広報・啓発 地域の性被害等情勢の把握分析と各種機会・媒体を活用した情報発信の強化	・各種会議、ミニ広報誌、ケーブルテレビ等あらゆる機会・媒体を通じて犯罪情勢を広報啓発	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
						556,074	534,612	

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります



教育・保育

などを行う

事業者

の皆さまへ

こどもに対する性暴力は

断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか

こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を公表



看板や広告に
認定マーク表示



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を認知



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、

法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんなか

こども家庭庁